

資料提供(投げ込み) 令和3年7月20日(火)	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
商工観光部商業振興労政課 (電話059-229-3114)	商業振興労政課長 廣田 耕次

津市自治会問題に関する支払督促に対する 異議の申立てによる訴えの提起について

このことについて、その内容は、下記のとおりです。

記

1 概要

本市が交付した商業振興事業補助金に関し、田邊哲司氏が、虚偽の書類を提出して、市職員を誤信させ、実体上存在しない津市中心街商業振興会に補助金を交付させていたことが明らかとなったため、令和3年6月25日(金)に、同氏に対し、当該補助金相当額等(総額1,960,375円及び遅延損害金)の損害賠償請求を行いました。

しかしながら、同氏から支払いがなかったことから、令和3年7月5日(月)、津簡易裁判所書記官に同損害賠償請求に係る支払督促(以下「本件支払督促」といいます。)を申し立て、同月7日(水)に同氏に対して送達されたところ、同氏が同月10日(土)付けで同裁判所に本件支払督促に対する異議を申し立てました。

当該異議の申立てによって必然的に本件支払督促の申立てがあった時から訴えの提起があったものとみなされることから、同月20日(火)付けで訴訟の提起に係る専決処分を行いました。

2 損害賠償請求の内容

- (1) 平成29年度に津市中心街商業振興会に交付した商業振興事業(商店街等活性化推進事業)補助金(「ひまり」改装費補助)相当額1,500,000円
- (2) 平成29年度に同振興会に交付した商業振興事業(商店街等活性化推進事業)補助金(「ひまり」賃借料補助)相当額9,462円
- (3) 平成30年度に同振興会に交付した商業振興事業(商店街等活性化推進事業)補助金(「ひまり」賃借料補助)相当額220,000円
- (4) 令和元年度に同振興会に交付した商業振興事業(商店街等活性化推進事業)補助金(「ひまり及び小梅」賃借料補助)相当額230,913円
- (5) (1)から(4)までの補助金相当額に係る各補助金の受領の日から支払済みまでの法定利率による遅延損害金